

別表第4(第5条関係)

陸上競技場使用料

区分				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日		
				9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00		
主競技場	独占使用	アマチュアスポーツ(球技を除く。)	入場料の類を徴収する場合	円 9,600	円 12,800	円 19,200	円 25,600	円 35,200	円 48,000		
			入場料の類を徴収しない場合	4,800	6,400	9,600	12,800	17,600	24,000		
		アマチュアスポーツ以外のスポーツ(球技を除く。)	入場料の類を徴収する場合	営利を目的とする場合	72,000	96,000	144,000	192,000	264,000	360,000	
				営利を目的としない場合	36,000	48,000	72,000	96,000	132,000	180,000	
			入場料の類を徴収しない場合	営業宣伝を目的とする場合	33,000	44,000	66,000	88,000	121,000	165,000	
				営業宣伝を目的としない場合	16,500	22,000	33,000	44,000	60,500	82,500	
		球技	入場料の類を徴収する場合	42,000	56,000	84,000	112,000	154,000	210,000		
			入場料の類を徴収しない場合	19,500	26,000	39,000	52,000	71,500	97,500		
		個人使用(1人当たり)				200	250	500			
		補助競技場	独占使用	陸上競技	4,800	6,400		12,800			
球技等	14,000			19,000		33,000					
個人使用(1人当たり)				200	250						
投てき練習場	独占使用		1,800	2,400		4,800					
	個人使用(1人当たり)				150	200					
多目的広場	独占使用		1,800	2,400		4,800					
	個人使用(1人当たり)				150	200					
トレーニング室	独占使用		600	800	1,200	1,600	2,200	3,000			
	個人使用(1人当たり)				150	200	300	400	550	750	
1階会議室(1室につき)				450	600	900	1,200	1,650	2,250		
2階会議室(1室につき)				600	800	1,200	1,600	2,200	3,000		
役員室(1室につき)				450	600	900	1,200	1,650	2,250		

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 5 主競技場(独占使用の場合に限る。)を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、次に掲げる額を加算した額とする。
 - (1) 全部を点灯する場合 900円
 - (2) 3分の2を点灯する場合 600円
 - (3) 2分の1を点灯する場合 450円
- 6 主競技場(独占使用の場合に限る。)を大型照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)につき、次に掲げる額を加算した額とする。ただし、入場料の類を徴収しない場合の使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 全部を点灯する場合 53,000円
 - (2) 3分の2を点灯する場合 35,000円
 - (3) 2分の1を点灯する場合 26,000円
 - (4) 3分の1を点灯する場合 17,000円
- 7 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 8 備品その他の使用料については、規則で定める